

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 4 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

**1 契約担当部局**

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課  
避難支援担当 電話 011-211-3062 (FAX 011-218-5115)

**2 入札に付する事項**

- (1) 役務の名称  
令和 6 年度避難所運営研修進行管理等業務（第 3 エリア）
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約の日から令和 7 年 2 月 14 日（金）までとする。

(4) 入札書の記載方法

総額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

**3 入札参加資格**

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「業種」が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店または支店等の所在地を有すること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
上記1に同じ
- (2) 入札説明書  
危機管理局ホームページにて公開する。また、希望するものには、上記1の場所にて交付する。

< U R L >

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/keiyakujohto/r6keiyaku/hinanjokensyu3.html>

- (3) 入札書受領期限  
令和6年4月22日(月)9時00分(送付の場合は必着のこと)
- (4) 開札の日時及び場所  
令和6年4月22日(月)9時30分  
札幌市役所7階 危機管理局会議室

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
本告示に示した競争参加資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法等  
ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。